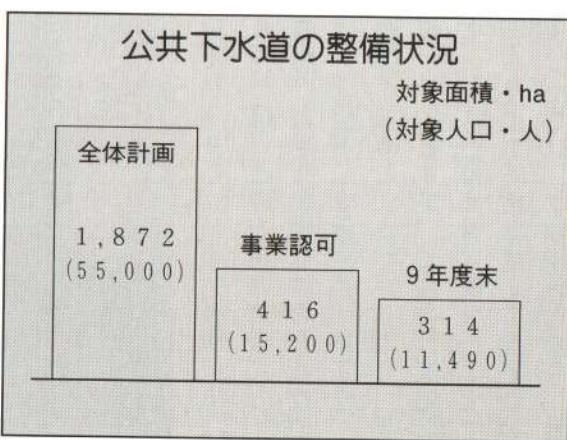


また、今年一月末現在水洗化率（水洗化が可能となつてゐる戸数三千八百三十戸のうち、水洗化されている戸数二千八百九十三戸）は七五・五%になつてゐます。これは四戸のうち三戸とまだまだ低い状況です。水洗化が可能となつた区域の皆さんは、水洗化の促進にご協力ください。

平成十年度も引き続き水門町及び豊町の整備を進め、新たに根戸新町、田町、末広町、天神町などの整備にも着手する予定です。工事期間中は大変ご迷惑をおかけしますが、よろしくご協力をお願ひします。

### 7年度に使用が可能となつた地域の皆さんへ

平成七年度に下水道を使用できるようになつた城西町、住吉町、美園町、御坂町、根下戸町、東台六丁目、東台七丁目及び字一本杉などの区域（図中桃色の区域）は、今月末で下水道法で定められた水洗化期限の三年が経過します。まだ水洗化などの排水設備工事を実施していないかたは速やかに工事指定店に申し込んでください。三年を経過すると無利子の融資あつせん制度を利用できなくなります。



なお、工事を申し込んでも工事指定店によつては混雜していたり、冬期間のためすぐに工事ができなかつたりすることがあります。しかし三月末までに工事指定店から市へ工事の申請があれば、実際の工事が少し遅れても融資は受けられます。また、事情により三年以内に工事を実施できないかたは、市役所下水道課へご相談ください。下水道のことについては、平成八年に発行した「市民便利帳」(60~68ページ)に記載されています。なお若干変更になつてゐるところもありますので、詳しい内容を知りたいかた及びお問い合わせがありましたら下水道課（☎4943111内線340）へどうぞ。